

市民・働く者の協同労働で仕事をおこし、新しい公共を創造しよう

永戸祐三・日本労働者協同組合連合会センター事業団理事長



議員連盟の発会式（2008年2月20日）

はじめに、「協同労働の協同組合」が社会の制度となる時代へ
—2008年1月10日、衆議院第一議員会館において、約
100人の国会議員の参加で、「協
同出資・協同経営で働く協同組
合法を考える議員連盟」が立ち
上がりつた。
議連会長には、坂口力・元厚生
労働大臣、会長代行に仙谷由人、
幹事長に長瀬甚遠の各先生が就
任され、副会長には全労全会派
から就任、文字通り超党派の議
員連盟となつた。坂口会長は挨
拶で「お互いに出资し、お互い
に経営し、共に働くという働き

連はいま100人を超える参加になり、勢いを増してきている。
法制化の取り組みは、私たち労働者協同組合が「協同労働の
協同組合」法制化をめざす、市民会議を結成してから八年の歳月
を経てここまで到達した。本稿では、急ピッチで進む「公共の
民営化」とその問題点、それに取り組む私たちの基本的な視点
にも触れながら、協同労働の意義と協同労働による「新しい公
共」創造の取り組みを報告したい。

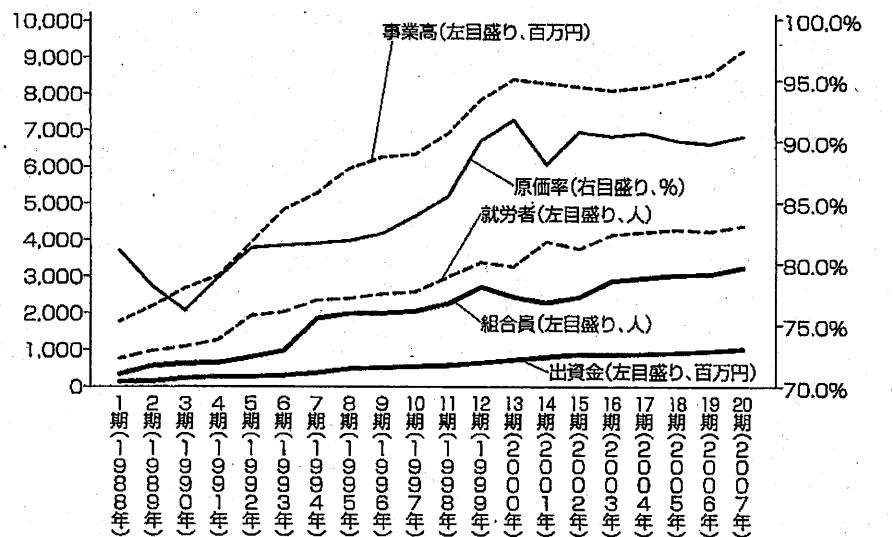
一 協同労働とは何か

—「公共の仕事」の社会化・市民化をめざして

協同労働による事業・運動の発展

協同労働の協同組合（ワーカーズコープ）は、「働く人々・
市民がみんなで出資し、民主的に経営し、責任を分かち合つて、
人と地域に役立つ仕事をおこす協同組合」である。そしてこの
協同組合の組合員は、①働く者同士の協同、②利用者との協同、
③地域との協同という「三つの協同」を大切にし、「よい仕事」
と「全組合員経営」「コミニットメント経営」を高め、「一人ひとりの成長・発達」を追求する。この考え方により、センターセンター事業団の設立から10年、前史的な取り組みも含める
10年の試行錯誤を含む実践的努力を要した。いま、センターセンター事業団の事業・経営の到達点は、事業規模約1

図●事業高・出資金・就労者・組合員・事業原価率の推移



注：1. 88年、89年は7月31日、他の年は3月31日。

2. 就労者、組合員の人数は3月給与支給時。

ながと・ゆうそく 京都府生まれ。中央大学第一法学部法律学科卒業。その後、一九八一年まで国家公務員関係の労働組合、全日自労などの労働組合幹部。一九八一年一〇月より今日自労中央執行委員会、一九八一年に中高年雇用・福祉事業団全国協議会事務局長、連合会・センター事業団とも専務理事。一九九五年に日本労働者協同組合連合会理事長。現在、労協連副理事長・センター事業団理事長。

〇〇億円、組合員二五〇〇人、就労者四五〇〇人となつてゐる

(連合会ベース事業高)二〇億、組合員九四〇〇人)。

この運動は歴史的に三つの節目をもつて質的量的に発展してきた。

前身である中高年雇用・福祉事業團全國協議会の発足(一九七九年)からおおよそ一〇年間(前史)は、働く者(労働者)が主体となつて事業・經營を行うことは可能なのか、また意味のあることなのか、労働者が經營の主人公になれるのかを実践し、自己評価し、自問した一〇年であつた。事業に着手した主要な動機は、「労働組合及び労働者として雇用・失業問題の克服に主体的に関わる」ということであつた。その動機付けは次第に、「働く」と「よい仕事をする」との意味、「働く者同士の関係」「経営へのみんなの関わり方」へと焦点が移行していった。事業・運動の基本は最初から「七つの原則」を確立して進めたが、実践の最も中心となつた点は「よい仕事をする」「赤字をださない」「私物化を許さない」の二点であつた。

センター事業団設立(一九八七年)を出発点とした次の一〇年(第一期)は、労働者協同組合として自己認識をはつきりさせ、協同組合としての諸原則を取り込み、自らの仕事・事業の社会的・公共的意味づけを模索することを焦点とした。

一〇〇〇年前後から(第二期)は、自分たちの労働は雇用労働ではなく、協同労働であることをはつきりさせ、今日の「協

同労働の協同組合への進化・発展となつた。

事業的には、失業対策事業廃止の後処理的な公園清掃・草刈など行政の特別な配慮による仕事が中心だった前史の時期から、民間ベースで病院の清掃、メンテナンスなど総合管理の仕事、生協の物流センターの仕事などに進み、その後、介護保険制度発足へ向けたヘルパー講座の連続開催(約五万人の育成)、高齢者社会に向けた「高齢者協同組合」設立などに取り組んだ。一〇〇〇年からは、介護保険制度に対応した「地域福祉事業所」を全国的に設立し、一〇〇一年頃から、指定管理者制度などによる「公共サービスの民営化」に際し、これを「市場化・営利化」するのではなく、市民・働く者が担い手となつて、「社会化・市民化」し、「新しい公共創造しよう」をスローガンに、公共の仕事への新しい挑戦を全国で開始し、今に至つている。

私たち(企業組合・労協センター事業団、NPO・ワーカーブループ)の公共部門の実績は次のようになつてゐる。

- | | |
|------------------|---------------|
| ・指定管理者高齢者福祉関連 | 13施設 |
| ・指定管理者障害者福祉関連 | 4施設 |
| ・指定管理者公共交通施設運営関連 | 13施設 |
| ・指定管理者子育て支援関連 | 35施設 |
| ・保育園 | 3施設(内指定管理者1) |
| ・学童クラブ | 37施設(内指定管理者5) |

・児童館	18施設(内指定管理者17)
・児童館併設学童クラブ	13施設(内指定管理者8)
・児童館分室学童クラブ	3施設(全て指定管理者)
・親子広場	5施設
・ホームサポート等家庭支援事業	4事業
・介護予防総合施設	43事業
・地域支援事業(〇六年以降分)	2施設
・浴場ミニデイサービス	1事業
・若者自立塾	1カ所
・若者サポートステーション	5カ所

これら数々の実績の中には、食事もままならない子どもが多いという現実から、地域懇談会を開いて子どもたちの現状を伝え、町会や万引きに悩むスーパーの店長らも含めた地域ぐるみで「子どもたちのための炊きだし」を行つた東京・福生市の児童館(昨年四月、ワーカーズコープが指定管理者)の実践も含まれる。また、利用者自身が地域の引きこもりの高齢者や子育てに悩むお母さんたちを引っ張り出す活動を始め、事業計画づくりにも参画、老人クラブの会員数も増えはじめた文京区の日白台総合センター(昨年からワーカーズコープが指定管理者)という姿も生み出されている。



福生市児童館での炊き出し(上)と白台交流・英語教室。

四年に「社会連帯委員会」を設立した。これは、全組合員、全就労者と働く者・市民をつないで、一定額のお金を拠出しあい、

「協同労働」がつくり出す人の絆を育むとともに、広いネットワークを創造し、あらゆる地域から必要な社会的運動をおこそうとするものである。このネットワークの中で新しい仕事ねじにも取り組んでいくことで、これを「協同労働の協同組合」の持続的な事業として育て上げる流れもつくりだしていくと

考へている。

このよつた多様な展開を想定し、変化に対応するものとして、「七つの原則」は二回改定、補強された。第一回目の改定（一九八六年）で協同組合原則を取り入れ、二回目（一九九一年）に労働者協同組合原則として全面改定し、三回目（一〇〇一年）に協同労働の協同組合としての原則を確立した。こうした事業的・運動的発展と社会的・公共的役割を担う仕事の増大、及び協同労働と二つの協同の全面的発展が、法制化への客観的必要を訴える現実的根拠となつてゐる。

子育てと高齢者の生きがいづくりは喫緊のテーマ

この社会には解決しなければならない重要なテーマが山積しているが、中でも子育てと高齢者のテーマは、少子・高齢社会で最重要の課題である。

子どもが豊かな環境の中で人間性あふれる人として育ち、思考力をしつかり高め、自立していくことをどう保障していくのか。また、元気な高齢者をどう生み出していくのか。高齢者は年齢のいかんにかかわらず体力に見合った仕事を求め、福祉と生きがいの充実を望んでいる。仕事・生きがい・福祉の充実を、高齢者自身を主体しながら高めていくためには、何が必要なのだろうか。いまの日本は「これらの」と心えられる社会であるとはどうてい言えない。

私たちの狭い経験の中でも、相当深刻な問題点が浮き彫りになつてゐる。

本来は市場に任せらるべき仕事であるのに、「公共」の名や「官」の利益のためにやつてはいるだけの仕事は、市場に任せらるのが当然であろう。しかし、本当の「公共」とは、決して市場化などされ得ない性格のものはずである。人間の社会、生活の基本構組みになるような分野は、公共として維持しなければならない。しかし同時に、「公務員が担うことが公共の全て」という硬直したあり方、考え方を越え、公務員が直接担うべき領域と、行政も関与しつつ、市民・働く者が協同で担う領域がある、ということを明確にすべきであろう。

公共が支えなければならぬ範囲が大きく広がつてゐるにもかかわらず、硬直した公共サービスでは対応できなくなつてしまふ、市民・働く者自身の協同・連帯を行行政が支え、公共として高め、豊かに発展させていくことが求められているのである。

ところが、何のために「民営化」するのか、その目的と理念が不鮮明なケースが多々見られる。「民営化」という言葉によつて、営利化と市民化の区別もつけられず、「公共」として維持すべき事業が市場原理の事業と同様の扱いをされることがある。ある児童館では、ワーカーズコープが担うようになつて以降、利用する子どもが急増し、障害児も利用するようになることか

子育て、高齢者のテーマは社会の連帶性の力強い復活の中できこそ、充実していくであらう。この課題を社会連帯委員会の最重要課題としても位置づけ、取り組みを強めたいと思うが、その中心にはやはり協同労働が位置づくのではないか。協同労働による新しい実践の高まり、広がりは老人クラブなどの伝統的組織の再生、活性化にも運動する。私たちはその事実を現実にみており、新たな地域、社会運動の可能性を展望している。

II 「民営化」の現実と課題

—理念なき安上がりの民間委託の是正!

何のための「民営化」なのか

—目的・理念が不鮮明な委託の現実

公務員によって直接担ってきた各種の仕事、あるいは公務員とほぼ同等の待遇が保障される外郭団体に委託されていた「公共」の仕事の「民営化」が、指定管理者制度などの成立以後、急ピッチで進んでいる。一〇〇三年頃からを第一クール（三～五年間の契約）とすれば、第一期の契約期間が終わり、これから第二クールを迎えるとしているが、これ以降も速度は速まり、領域も拡大することが予測されている。

国や自治体は、いまここで委託の現実の姿を見つめ、問題点を洗い出し、根本的な見直しを行い、あるべき姿を明確にすべきである。

ら、「一年目にその分の人員配置ができるだけの予算増を要請した」といふ、自治体から「契約したんだから、その通りの金額しか出せない」という対応をされた。私たちの出した企画書や契約書に見通しの甘さがあつたという側面もあるだろうが、その言い方には、何よりも子どもたちのことを第一に考えるという姿勢は見られない。「嫌なら手を挙げなければいいではないか」と、聞く耳を持たない、頑なな態度の自治体も存在している。

これらは、「公共」として維持し、推進する上での原理、原則、委託化することによる効果と想定される課題などが鮮明にされないまま民営化が進められてゐるために、新しい扱い手に矛盾や財政面での困難や負担を一方的に強いている例であり、このようなあり方はただちに改められなければならないであろう。さらにいえば、会計処理の原則も自治体によつてまちまちであり、行政における会計の原則と、扱い手の事業体のそれとは異なることが明らかであるにもかかわらず、行政の会計のあり方を機械的に当てはめる矛盾も存在している。

ある自治体では、市民への説明の中で「公務員がやつていたのに比較して経費が四割削減され、開館時間が長くなり、日曜祭日もオーブンする。委託先は役所がしつかり監視するから」と誇らしげに言われた。事実はそうなのであらうが、行政側として「四〇%カットした」ことが果たして適正といえるのか、合理的な根拠を示して説明すべきであらう。

かつてサービス業などの競争入札は、最も安い価格で落札される制度になつており、「一億円くらいの物件が「一〇円で落札」などと話題になつたことがあつた。しかし、そうした仕事を実際に請け負うのは、当然、その地に住む市民であることも予想される。市当局は人件費の設計まで踏み込んで考えねばならないのではないか。

「公共をより豊かなものに発展させる」が基本理念に据わつていなければ、「安からう、悪からう」が横行する可能性もある。経費も含めてその仕事にふさわしいあり方が存在するはずである。

おざなりな説明責任、行き過ぎな管理体质

しかも、これまでの仕事のあり方を変更するわけであるから、何よりも市民の理解、合意、参加が不可欠であるにもかかわらず、それが十分になされていない。極端なところでは、準備期間の短さとおざなりな説明、強権的な手法などが反対をよんで、対立が裁判にすら発展している。「行政は市民を恐れているのではないか」とさえ見受けられる場面も少なくない。

指定管理者制度と「プロポーザル方式」がミックスされ、プレゼンテーションなども含む審査で獲得点数の上位の者を管理者に選定するという手法は、比較的公平で透明な選定のあり方なのかも知れない。しかしこれとて、審査委員がどういう基準で選定したのか、「点数の配分」は公正なのかなど、判然とし

ない点も多々ある。

その他の委託のあり方も含めて、担い手となろうとして手を挙げた団体の企画書がプレゼンの前に公開されることも、プレゼンの場そのものが市民に公開されることも極めて少ない。どこまで広く早く市民に公開すべきか市民への説明責任の一環として、そのあり方が検討されかかるべきである。

こうした説明の不十分さ等が原因となつて、仕事が始まる時、または始まつてから、「そんなことは聞いていない」と利用者にクレームを突きつけられ、戸惑い、困難さを抱えることが多々ある。新規の管理者はこのような経験をかなりしているはずである。あえて言えば、外郭団体優先で事が進められているところでは、自治体が相応の理由と説明を市民に十分尽くさなければならない。

それぞれの仕事の責任所在が曖昧であることも少なくない。

包括的責任は行政に存在することは明らかであろう。その上で

担い手に、どこまでの範囲の権限と責任を担保されるのが鮮

明にされるべきである。

私たちは既に記した通り「三つの協同」を使命としている。したがつてどのような公共の仕事であれ、利用者との協同を高めるためにあらゆる創造的な取り組みをみんなで考える。例えば、地域での協同を広げるために「地域懇談会」を全てのところで開催し、市民の声を可能な限り聞き、運営に活かし、市民

にも力を発揮していただきようお願いしている。というが、「地域懇談会」の開催に難色を示されたり、「止めよ」と指導されたりするケースがいくつかの自治体であつた。指定管理者による根拠となつた企画書にもそれが盛り込まれているにもかかわらずである。これなどは行政の明らかに越権行為ではないだろうか。「行政は市民とともに」「の立場をしつかり持つてほ

しんどと思う。

意図ある者へ道を拓く「協同労働の協同組合法」の実現へ
「民営化」に当たつて最も重要なことは、「民営化」そのものの効力とその過程を通じて自治体・市政への市民の自覚を高め、参加を広げることである。「市民が担う」を大前提に「民営化」

の大原則を定め、そのあり方を問うべきではないのか。その意味では「民営化」で問われるのは「市民協同」であり、市民の仕事おこしに自治体も大きく道を拓かねばならない。そのことでおそらく、地方分権と自治の力の基礎を、市民自身が形成するものとなるだろう。

提案者：「協同労働の協同組合法」の速やかなる制定を求める
請願賛同団体署名
発起団体の取り組み 団体 協同労働法制化市民会議 会長
 笹森 清（労働者福祉中央協議会会長）

第一 総則

一 目的

この法律は、協同出資・協同経営で働く者たちの組織に対し法律上の能力を与えること等により、働く意思のある者らが入たるに値する生活と働き方を求め就労の場を自発的に創出する活動を推進し、併せてこれらの者による地域社会の発展に貢献する活動を促進し、もって働く意思を持つだれもがその能力を生かせる社会の実現に資することを目的とすること。

二 定義

- 1 協同出資・協同経営で働くとは、働く意思のある者たちが協同で事業を行なうために出資をし、協同で経営を管理し、併せて協同で物を生産し又はサービスを提供する働き方（以下、協同労働）を行うものとすること。
- 2 協同労働の組織とは、ワーカーズ協同組合をいうものとすること。

四 事業

- 組合は次の事業を行なうものとすること。
- (1)社会に有用な物又はサービスを提供し、自己及び他の者のために入労の場を自発的に創出する事業
 - (2)組合員及び他の就労希望者の職業能力及び協同組合に関する知識の向上を図る事業
 - (3)組合員の生活の共済に関する事業
 - (4)地域福祉及び環境の向上を推進する事業等の地域社会の発展に貢献する事業
 - (5)協同組合間の協同及び前各号のいずれかの事業を主たる事業として行なう法人等との地域的協同を促進する事業
 - (6)前各号に付帯する事業

六 法人格

組合及び連合会は、法人とするものとすること。

るものは、労働の復権

と市場の社会的コントロール、そして、公共を市民協同で担うことによる人間的社會創造の道を鮮明にすることではないか。

市民・働く者を協同のルールで結び、意思ある者は誰にでも仕事おこしの道を開くことを可能とする仕組みが必要である。そのためにも、市民自身が公共を担いやすくなるための法、すなわち「協同労働の協同組合法」の法制化が不可欠であり、「ユニティ事業支援条例（案）」とあわせて行政の積極的な検討をお願いしたい。

これまで私たちは議会や労働組合の皆さんとの話し合い、連携が不十分であったと自覚している。幸いなことに前述の超党派による議員連盟が設立され、協同労働の協同組合法のありようが詰められている。法律制定を求める地方議会決議も五つの議会（埼玉県北本市、福岡県鞍手町、千葉県我孫子市、滋賀県高島市、札幌市）で全会一致で採択いただいた。また、衆参両院議長宛ての団体賛同署名も、目標とした一万団体を超えて協力いただいた。自治労、日教組の本部や地方組織からも署名をたくさんいただきました。心より感謝申し上げたい。これらの取り組みを出発点としながら、各自治体の議会や労働組合の方々との情報・意見交換を持続的に行い、可能な限り協力関係を広げつつ、運動・事業を通じて、少しでも地域の自治の力や市民力を高めていくことに貢献したいと念じている。

おわりに——社会の人間的再生を願つて

日本社会はいま立ちつくしている。希望と信頼を無くして一生懸命ひたむきに働きました。そして日本は復興から高度成長へと発展し世界有数の豊かな国になりました。その成長を支えたのは貧しい底辺で汗を流した名も知らぬ人たちだと思います。

それから半世紀、私たちはいま老境を迎えています。しかし最近の日本は、年金も医療も厳しく、近隣の付き合いも希薄で年配者が安心して暮らせる社会とはいえません。あのころは貧しかったが、働けば報われる時代だった気がします。汗を苦勞と思わず、豊がさへの希望が見え、隣近所に助け合う情が厚かつた日々…。だからこそ二十年代がたまらなく懐かしいのです。

今の日本はいつの間にかお金万能の格差社会が進み、かつての「一生懸命で、ひたむきな思い」が消えつつあります。そして政治も経済も社会も不安な方向に揺れ動いています。

ます。いつたい何が失われたのか、どうすれば誰もが信頼しあつて暮らせるのか…。この重い命題と、郷愁の三十年代に思いを重ねつつ、この連載を終えたいと思います。」

（東京新聞 一〇〇八年三月三〇日、読者たちの東京慕情／最終回）

「一生懸命で、ひたむきな思い」になれる市民が多数になる

社会とはどういう社会なのだろう。「いつたい何が失われ、どうすれば誰もが信頼しあつて暮らせるのか…」これは今を生きるみんなの共通の思いであろうし、社会のテーマでもある。

これへの回答は「公共」「社会」というものに市民が市民自身で連帯して関わり、新しいあり方を突き詰める以外にないのではないかと思う。

最後に私自身の、労協運動への思いを記して終えたいと思う。

「労働者協同組合運動は、人間存在の本来のあり方・本質にそした働き方、生き方、生活の仕方を見つめ、根本を据え直す運動であり、人間の再生と地域の復興をかけた、働く者の事業体・經營体づくりへの挑戦である。

労働者協同組合運動は、自分たちの人間としての価値をかけた事業・運動を通じて、人類存亡の危機をもたらす、もうけ本位の社会を変革する運動である。

資本主義がつくりだしたいびつな社会構造と対決する」とと、仕事のなかで補い合い助け合い、地域の中で補い合ひ助け合つて生活する、という本来の人間のあり方を取り戻すこととは、一つのことである。

労働者協同組合は、何よりもまず、労働者が主人公となつて労働の意味を問い合わせ、労働を全人格的な営みへとつくりかえる運動である。」

（一〇〇八年市民集会総会で読み上げた。日本労働者協同組合連合会発行『仕事の発見』一九九四年八月号より）

私たちの事業・運動は、この認識を基本にしながら、実践の多様な発展の中での、いま「協同労働・三つの協同」を柱とした「協同労働の協同組合運動」として発展している。

*1 協同労働の協同組合の七つの原則（一〇〇一年改訂）
1. 働く人びと・市民が、仕事をおこし、よろしく事業を発展させます。2. すべての組合員の参加で経営を進め、仕事をおこし、よろしく事業を発展させます。3. 「まがいら」の事業活動を発展させます。4. 「自立と協同」と愛の人間に成長し、協同の文化を広げます。5. 地域・全国で連帯し、協同労働の協同組合を強めます。6. 「非競争・協同」のネットワークを広げます。7. 世界の人ひとと連帯して「共生と協同」の社会をめざします。

協同労働の協同組合法案（仮称）の概要

一 この法律が必要な理由

協同労働の協同組合は、個人が協同で出資し、経営し、働く協同組合であり、組合員は、協同組合に従属はしないで、自由な意思に基づき、協同で決定した就労規程に基づき事業に従事するものである。そして、協同労働の協同組合の目的は、働く意思のある者による就労の機会の自発的な創出を促進するとともに、地域社会の活性化に寄与し、もって働く意思のある者がその有する能力を有効に發揮することができる社会の実現に資することである。

類似の法人としては、企業組合やNPO法人がある。しかし、企業組合においては、出資だけして組合事業に従事しない組合員や、組合員ではないが雇用契約に基づき組合事業に従事する者が存在し、協同で出資し、経営し、働くという働き方の実現には不十分である。また、NPO法人には出資や分配の制度がなく、やはり協同で出資し、経営し、働くという働き方の実現には不十分である。

したがって、協同で出資し、経営し、働くという働き方を実現するためには、新たな法人制度が必要である。

二 目的・理念

1 目的

この法律は、組合員が協同で出資し、経営し、及び就労する団体に法人格を付与すること等により、働く意思のある者による就労の機会の自発的な創出を促進するとともに、地域社会の活性化に寄与し、もって働く意思のある者がその有する能力を有効に發揮することができる社会の実現に資することを目的とするものとすること。

2 協同労働の協同組合の理念

- ① 組合員が協同で出資するものであること。
- ② 組合の経営に関する事項の決定については、組合員が協同で行うものであること。
- ③ 組合員は、協同で決定した就労規程に従い、組合事業に従事するものであること。
- ④ 組合事業に従事する者は、原則として組合員でなければならないものであること。
- ⑤ 組合員は、原則として組合事業に従事するものであること。
- ⑥ 組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。
- ⑦ 組合員の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず、平等であること。
- ⑧ 剰余金がある場合には、働く意思のある者の就労の機会の創出・確保及び地域社会の活性化のために支出される積立金にこれを積み立てるものであること。
- ⑨ 組合の剰余金の分配は、組合員が組合事業に従事した程度に応じてすることを基本とするものとすること。

三 設立

協同労働の協同組合は、準則主義により設立され、登記により法人格を取得するものとすること。

四 組合員の有限責任

組合員の責任は、その出資額を限度とするものとすること。

五 組合員の就労条件等

1 就労規程

- (1) 協同労働の協同組合は、就労規程を作成し、次の事項について定めなければならぬものとすること。
 - ① 就労時間、休憩、休日及び休暇に関する事項
 - ② 従事した業務に対する報酬の基準その他組合事業に従事した程度に応じてする分配に関する事項
- (2) 労働基準監督署長は、就労規程で定める組合員の就労条件が、労働者の労働条件について労働基準法が定めている基準に達しない場合には、その就労規程の変更を命ずることができるものとすること。

2 労働保険への加入等

- (1) 組合員（役員を除く。）は、労働者災害補償保険法及び雇用保険法の適用事業に使用される労働者とみなすものとすること。
- (2) 組合員の安全及び衛生については、労働安全衛生法の規定を準用するものとすること。

3 組合員の所得に対する課税

組合員が組合事業に従事したことによって受ける所得は、所得税法の適用については、給与所得とするものとすること。

六 就労創出等積立金（仮称）

- (1) 協同労働の協同組合は、剩余金の分配をする場合には、剩余金の分配により減少する剩余金の額に一定の割合を乗じて得た額を就労創出等積立金として積み立てなければならないものとすること。
- (2) 就労創出等積立金は、働く意思のある者による就労の機会の自発的な創出又は地域社会の活性化のために支出する場合を除いては、取り崩してはならないものとすること。